どれだけの規模の災害に見舞われたら復興計画が策定されるのか? ー復興計画が策定される災害規模と計画内容-

Damage Thresholds and Long-term Plans for Disaster Recovery: Experience of Japan

牧 紀男1,太田 敏一2,林 春男1

Norio MAKI¹, Toshikazu OTA², and Haruo HAYASHI¹

1京都大学防災研究所 巨大災害研究センター

Research Center for Disaster Reduction Systems, DPRI, Kyoto University

²神戸市みなと総局技術部西神整備事務所

Seishin Development Office, Port and Urban Projects Bureau, City of Kobe

After devastating disaster, local governments create their "long-term recovery plans". However, there is no clear threshold showing how severely damaged local governments would establish the plan, and no analysis on what kind of components those plans could include. This paper discusses about the threshold and components for "long-term recovery plans" from data analysis on the various "long term recovery plans". And as a results, when 8% house holds suffers major damage within total local government's house holds, local governments could establish "long-term recovery plans", and there exits two kinds of "long-term recovery plans" such as comprehensive plans and disaster reduction+short term recovery plans among recent "long-term recovery plans".

Key Words: long term recovery planning, history of recovery planning, the 1995 Kobe Earthquake, the 2004 Mid-Nigatta Earthquake

1. 研究の背景と目的

大きな被害を伴う災害に見舞われた自治体は復興計画を 策定する.しかしながら,その策定の基準・根拠は明確ではな い.阪神・淡路大震災で災害救助法の指定を受けた兵庫県 の10市10町においても復興計画を策定していない自治体 も存在する(表3参照).「災害対策基本法」には第87条に 「指定行政機関の長及び(中略)は,災害復旧を実施しなけれ ばならない」とあるが,復興計画を策定しなければならないと いう規定はない⁽¹⁾.阪神・淡路大震災が発生した平成7年に 政府の防災対策の基本方針である「防災基本計画」が全面改 訂され,各編に災害復旧・復興という章が設けられ,「(中略) 必要な場合には,これに基づき復興計画を作成するものとす る」¹⁾という文言が追加されるが,日本の防災施策では,河田²⁾ が指摘するように復興対策には現在も多くの課題が残されて いる.

これまで、物理的な都市の復興計画については、その歴史 的変遷ならびに今後のあり方に関する検討が行われているが ⁽²⁾、近年の災害復興で大きな問題となっている被災者の生活 再建、地域の経済復興も含む総合的な意味での復興計画の あり方について検討を行った研究は無い.

先述の平成7年の「防災基本計画」の改訂を受け、旧国土 庁では復興施策に関する検討を平成9~11年に掛けて実施 ⁽³⁾し、さらに平成17年に内閣府は復旧・復興施策の手引き (案)を作成しているが、復興計画のあり方について学術的な 検討を行ったものではない.

本研究では、これまで策定されてきた復興計画の計画内 容の歴史的変遷、さらには近年の復興計画における被害規 模と復興計画の内容の分析から,1)どういった規模の災害時 に復興計画が策定されてきたのか,2)策定された計画はどう いった内容を持っていたのか,という復興計画の基本的な課 題について明らかにし,今後の災害後の復興計画策定につ いて検討する事を目的とする.

2. 阪神・淡路大震災以前の復興計画

日本における最も有名な自然災害後の復興計画は,後 藤新平が中心となってまとめた関東大震災後(1923)の 東京の復興計画であろう.この復興計画は,「帝都復興 計画案ノ大綱ニ関スル件 第一 街路の規格および線路 の系統,第二 公園の配置,第三 市場の配置,市街地 割の整理,第四 防火措置,第五 京浜の関係ならびに 港湾および運河の施設」³⁾という内容からも明らかによ うに,物理的に新たな都市をつくり上げるという「物理 的復興」を規定するものであった.このことは,国会の 審議会における議論において「経済復興」に関する事業 が欠如して⁴⁾いるという指摘を受けた事からも明らかで ある.

その後,1925年北但馬地震,1934年函館大火,1946 年南海地震,さらには第2次世界大戦からの戦災復興と 様々な災害についての復興計画が策定されるが,こうい った災害からの復興計画は「復興事業の進め方も区画整 理事業や道路・公共工事中心の土木的な対応が主であり, これも大きな変化がない」⁵⁾と越山がまとめているよう に「物理的復興」が主たる計画内容であった.

風水害後の復興計画についても同様に「物理的復興」

が主たる課題であった.1958 年9月に伊豆半島を襲った 台風22号(狩野川台風)は静岡県に死者736人,全壊・ 流出1,269棟という非常に大きな被害が発生もたらした ⁶⁾.この災害後,静岡県が策定した復興計画の基本方針 は「1.(前略)復興方式も単に復旧にとどまらず今後 の災害防止を考慮するものとした.すなわち,治山,治 水,農業施設,耕地等全般にわたって復旧工事をする場 合,再び災禍を繰り返さぬためにも改良工事を伴った方 針とする.2.復興計画は,施設事業の復旧改善と経営 指導,金融あっ旋等臨時処理による範囲に限定し,恒久 的(平常業務的)な分野は,正規各部事業とした.3. (省略) |⁷⁾という「物理的復興」を目的としたもので

(1略)」こという「初生的復興」を目的としたものであった.

災害対策基本法制定(1961)のきっかけとなり戦後の 防災政策に大きな影響を与えるのは1959年の伊勢湾台風 である.以下,伊勢湾台風から「市民の暮らしと人生の 立て直しという新たな課題が発生した」⁸⁾とされる阪 神・淡路大震災までの期間,復興計画の内容がどのよう に変化してくるのかについて分析を行う.表1は伊勢湾 台風以降,阪神・淡路大震災までの間に発生した大規模 災害後の復興計画の内容を整理したものである⁽⁴⁾.

この表から分かるように、1959年の伊勢湾台風、1964 年の新潟地震、1975年の酒田大火までの復興計画は、基 本的に社会基盤の復旧・復興、すなわち「物理的復興」 を目的とした復興計画であった.ただし、その内容は社 会基盤整備に関わる内容がほとんどではあるが、関東大 震災の復興計画とは異なり経済復興に関する内容が存在 する.

伊勢湾台風(1959)の愛知県の復興計画は「県土計 画」「水政計画」「商工計画」「農林農地計画」「文教 厚生計画」「財政金融計画」という 6 つの計画から構成 されている. 「水政計画」は明らかに社会基盤整備のた めの計画であるが、それ以外の計画についても例えば 「県土計画」の方針は「災害復興が県土の立地性及び地 域社会の発展に対応して最も合理的に行われるよう、各 部門計画事業を県土の合理的保全及び効率的利用の見地 から総合的に検討して,その総合調整をはかることを目 的とする」⁹⁾というものであり、その内容は、1962年に 策定が行われた「全国総合開発計画」と軌を一にするも のであった.また,経済復興に関わる「商工業計画」は 産業立地計画であり,「農林農地計画」は排水機場の整 備といった施設整備計画であった. 「文教厚生計画」に ついても施設整備に関わる項目がほとんどであり、「民 生」という項に低所得者に対する対策が記述されている だけで、一般の被災者に対する対策は書かれておらず10, 阪神・淡路大震災で大きな課題となった生活再建は復興 の主要な内容とはなっていない.新潟地震(1964)の復 興計画も基本的には社会基盤施設の復旧・復興計画であ り、生活再建については「生活環境施設復興計画」の中 の「厚生」という項で低所得者に対する対策が記述され ているだけである.

伊勢湾台風,新潟地震の復興計画の計画策定主体は, あくまで行政であり「科学的な分析に基づき」計画を策 定するというものである⁽⁵⁾.「住民参加」が行政手続き として取り入れられるようになるのは1968年の「都市計 画法」改訂以降のことであり,住民の意見の反映という 観点は見られない.

1975年の酒田大火の復興計画は基本的には「土地区画 整理事業」であり都市の「物理的復興」が主たる内容で あったが、「近代的な魅力ある商店街の形成」や「住宅 地の生活環境の改善整備」といった地域の活性化や再建 に関わりのある施策が設けられ,住民の意見の反映とい う観点が生まれてくる.復興の動きを伝える「広報さか ら災害速報告知板」が各家庭に配布され,さらに各地で の説明会や相談所の設置が行われ,最終的に住民の声を 反映して事業計画の一部が変更された¹¹⁾.これは,1968 年の都市計画法の改正を踏まえた新しい動きであると考 えられる.また,1969年の地方自治法の改正により地方 自治体は「総合計画」(長期計画)を策定するようにな り,地方分権化が進められるようになる.

そして、1983年の三宅島計画になると「生活再建」と いう言葉が復興計画に現れるようになる. 1983 年の三宅 島の噴火災害で大きな被害を受けたのは溶岩流による住 宅の焼失埋没した阿古地区であり、島の西側の坪田地区 も降灰による被害を受けたが、2000年の噴火災害のよう に長期に渡る避難生活により全島に大きな影響が及ぶと いうことは無かった.従って、表1に示す復興計画が主 たる対象としているのは「阿古地区」の再建であり,三 宅島全体の復興については、「三宅村基本構想」「三宅 村基本計画」「過疎地域振興計画」、さらには災害前に 検討されていた「地域活性化対策推進計画」といった三 宅島の将来ビジョンを定めた計画に従って推進される事 となっていた¹²⁾. これは, 1969 年以降の地方自治体が 「総合計画」を策定するようになった事の反映である. 阿古地区復興計画の大部分は、溶岩流により焼失埋没し た地区の防災集団移転,住宅地の開発,学校の再建とい った「物理的復興」に関わるものではあるが、これまで の計画では見られなかった「生活再建」という目標が掲 げられる. その内容は, 罹災者の自立復興を如何にして サポートするのかというもので、1) 復興資金の調達とそ の活用,2)産業振興と基盤整備,3)高齢者,後継者対 策という 3 つの項目から構成されていた¹³⁾. 災害後の個 人の生活再建を支援する仕組みとしては「災害救助法」

(1947 年制定)・「罹災都市借地借家臨時処理法」 (1946 年制定)があったが、いずれも伊勢湾台風・新潟 地震の復興計画で「民生」「厚生」という項目に記述さ れている「低所得者に対する対策」を主たる目的にした ものであった.三宅島計画の全ての人と対象にした「生 活再建」支援は、阪神・淡路大震災の復興課題と共通す るものであり、「生活再建」という新たな課題に対する 計画の萌芽が見られる.

復興計画の内容が大きく変化するのは、雲仙普賢岳の 噴火災害からである. 雲仙普賢岳の噴火災害は、1990 年 に火山活動が始まり、1991 年に活動が活発化し避難勧告 が出されるようになるのであるが、噴火活動が沈静化す るまでに時間がかかり、雲仙普賢岳の噴火災害では阪 神・淡路大震災から1年後の1996 年を「復興元年」とし ている. 島原市は「生活再建」、「防災都市づくり」、 「地域の活性化」を3本柱とする復興計画を、未だ火山 活動が続いている1993 年に策定した. 噴火活動が沈静化 する前に策定されたこの計画では、計画内容を「緊急対 策」と噴火活動の沈静化後に実施する「長期構想」に分 けて策定している. 「生活再建」「地域の活性化」のた めの具体的な対策として、雇用対策の充実、さらには災 害を利用した観光振興といったこれまでの復興計画には 見られなかった項目が設けられた. また、1996 年の復興元年を期に「島原地域再生行動計画(がまだす 計画)」¹⁴⁾と呼ばれる復興計画のアクションプランが策 定される.この計画は物理的な被害を受けた地域だけで なく,噴火災害による間接被害を被った島原半島全体の 地域の活性化を目的とした計画であり,27の重点プロジ ェクトから構成されており,そのプロジェクトは単なる 「物理的復興」だけに限らない様々なプロジェクトが盛

年 | 災害名称 | 計画主体 | 策定年度|

り込まれた. 1993 年の北海道南西沖地震で被害を受けた 奥尻町の復興計画もこういった流れを受け、「生活再 建」「防災まちづくり」「地域振興」という3つの目標 から構成されるものであった.

ここまで復興計画の歴史的変遷を見てきたが,災害を 都市改造の契機をとらえ,都市改造計画を中心に構成さ れた関東大震災の復興計画から始まった日本の自然災害

施筶

出典

人命の安全 県土計画:土地利用の合理化 海岸・河川堤防の復旧 水政交通計画:ブ川、道路・鉄道、港湾 高潮対策について抜わり 商工計画:産業の地域配置 1959 昭和34 愛知県 1960.3 国土保全対策 農林農地計画:生産基盤・生産方式の再換計 一次政交通計画:近地利用の合理化 一次政交通計画:近半	
高潮対策について抜本的 対策の確立 商工計画:産業の地域配置 1959 昭和34 伊勢湾台風 愛知県 1960.3 国土保全対策 農林農地計画:生産基盤・生産方式の再検討	
1959 昭和34 伊勢湾台風 愛知県 1960.3 国土保全対策 <u>農林農地計画:生産基盤・生産方式の再検</u> 許	愛知県、伊勢湾台風
中部経済圏の将来の発展 び防災住宅の建設、防災思想の普及	自立助長、文教施設及┃1960
財政事情に適応した実現財政金融計画	
県民の生命、財産の安全 十地利用計画:用途地区の再検討、ゼロメー 市街地の再開発	トル地帯の工地利用、
将来の発展の基礎を確立国土保全計画∶治水、高潮浸蝕、地盤沈下、	
運輸·通信施設復興計画:道路·都市計画街	
1964 昭和39 新潟地震 新潟県 1964.12 商工業復興計画:工業、商業、金融及び税制	対策 実復興計画 1964
財政金融計画	
1. 将来交通量に対応した幹線道路の整備	酒田市大火の記録と
1975 昭和50 酒田大火 酒田市 1975.11 防災都市の建設 2. 近代的な魅力ある商店街の形成	復興への道刊行会 (編)、酒田市大火の
3. 住宅地の生活環境の改善整備	記録と復興への道、
4. 商店街と住宅街の有機的な結びつけ	1978
	能代市、昭和58年
	(1983年)5月28日日
1983 昭和58 日本海中部地 震	本海中部地震 能代 市の災害記録 ーこ
	の教訓を後生に、
	1984
自力再建による集落の整備	
新集落の形成 <u>防災集団移転促進事業による住宅団地の整</u> 村営住宅の整備	備
第二日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月	
道路の整備	
1983 昭和58 三宅島噴火災 三宅村 1984.3 <u>ハサムサ体設の数</u> 件 保育所の計画 (水・中学校及び給食センターの計画)	東京都三宅村、阿古 地区復興計画基本
き 公共公益施設の釜偏 コミュニティーセンターの計画	調査報告書、1984
<u>歯科診療所の計画</u> その他公共公益施設の計画	
復興資金の調達のとその活用	
生活再建	
	な住宅 生産其般の
生活再建 再整備、失業者対応、雇用の場の確保	
1)避難対策の充実:緊急避難計画の策定、 予警報・避難態勢の充実	窓 起 難 施 設 の 釜 備 、
 (2)防災施設による被害の軽減:土石流対策、 	
島原市 1993.3 防災都市づくり <u>遮断施設</u> の災害に強いた活其般の形式、道路 ニノコ	岳噴火災害、島原市 ラインの防災対策 復興計画、1993
3) <u>災害に強い生活基盤の形成:道路、ライフ</u> (4) 安全な居住空間の形成:建築規制、嵩上に	
5)防災活動体制の強化	
1)活性化プロジェクトの導入:中心市街地の 地域の活性化 成、火山防災観光	り開発、新市街地の形
1990 平成2 雲仙普賢岳噴 1990 平成2 雪山普賢岳噴	害メモリアル
1930 十級2 火災害 地域間交流による島原半島の活性化	
<u>島原半島の市街地等の活性化</u> 被災地及びその周辺地域の復興・振興	
島原地域冉 生行動計画 安定委員会・ いこざわう、島原半島:前 <u>水産業の活性化</u>	
文呵示・気际 古・西京 王朝 一前よりもっとゆたかなまち <u>島原半島内商工業の活性化</u>	生行動計画(がまだ
町村会 「こうのおいののる生活境境の光美	す計画)、1997
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	Ł
広域行政の推進	
がまだす計画の支援 1)住宅の再建:公営住宅、個人住宅	
<u>助、医療・文教・社会福祉施設の整備</u> 1)各地区のまちづくり:集落整備、集団移転、	告成事業
ts:::またづ/↓ 2) 避難対策:避難計画、避難施設整備	奥尻町、蘇る夢の
₁₉₉₃ _{平成5} 北海道南西沖 _{奥 民 町} 1995.3 ⁽¹⁾ (2) (3) 防災活動体制の強化∶災害情報の管理・通	
1000 1 / // / 地震 1 / // / / / / / / / / / / / / / / / /	地震と復興の概要、
地場資源の有効活用対策く流通経路、加工	センター建設、遊漁施
	全事業
□ 3) 観光の振興 : 観光資源の整備、観光関連が →トの促進、観光の通年化	B政の登備、観兀1へ
4)芸術文化の振興:文化意識の啓発、郷土芸	能の保存、創作活動

表1 伊勢湾台風~北海道南西沖地震までの復興計画の内容

Т

達成日標

本表における「達成目標」、「施策」の内容は各復興計画の内容から筆者が以下のような基準で抽出したものである。 達成目標:計画の中で達成すべき課題として記述されている内容。施策:達成目標を実現する手段として書かれている内容。 後の復興計画は,戦災復興期を経て,経済復興(経済開 発)に関する内容を持つ伊勢湾台風(1959)・新潟地震 (1964)の時代を経て,1990年代以降「生活再建」という 課題を取り上げるようになる.

復興計画の歴史的変遷の分析対象として,大規模な災 害事例のみを取り上げてきたが,分析対象とした事例以 外についても復興計画の有無について調査を行っており, 例えば1974年の台風16号による多摩川決壊災害では, 狛江市で非常に大きな災害が発生しているが復興計画は 策定されていない¹⁵⁾. 阪神・淡路大震災以前の災害にお いては,復興計画を策定する,という事はそれほど一般 的ではなかった.奥尻町の復興計画が策定されたのは発 災の2年後であり⁽⁶⁾,当初は復興計画は策定されていな かった.災害の後の行政の業務は基本的には「復旧」で あり,激甚災害指定を受け復旧作業を着々と行うという のが阪神・淡路大震災前の災害復興の姿であり,新潟県 中越地震のように10自治体で復興計画が策定されるとい う現在の状況と比較すると隔世の感がある.

3. 阪神・淡路大震災の復興計画 —総合的な計画と 防災まちづくり計画—

阪神・淡路大震災では、先述のように8市5町,さらに兵庫 県で復興計画が策定された.兵庫県、神戸市の復興計画の 内容については既に様々な検討が行われている¹⁶おり、その 復興計画の特徴として「都市の再建」「被災者の生活再建」 「経済再建」の3つの目標を掲げた「総合的な計画」となってい ることが挙げられる¹⁷⁾.また、神戸市同様に大きな被害を受け た芦屋市、西宮市の復興計画も同様に「総合的な計画」となっていた⁽⁷⁾.しかしながら、阪神・淡路大震災では全壊・半壊 被災世帯率が3割を下回る自治体でも復興計画が策定され ている.ここでは市の総世帯数に対する全半壊被災世帯率が 8.20%と復興計画を策定した自治体の中では最も低い川西 市、中程度の尼崎市(22.47%)、宝塚市(25.58%)の復興計 画の内容について検討を行う.

①災害に強いまちづくり、②公共施設の復旧・整備方針, ③被災市民の生活援護及び産業の復興方針」¹⁸⁾の3つの項 目から構成され、「市総合計画を災害に強いまちづくりの観点 から検証し、補完するもの」¹⁹⁾と位置づけられる川西市の復興 計画は「防災まちづくり」<①災害に強いまちづくり>、「復旧 計画」<②公共施設の復旧・整備方針・③被災市民の生活援 護及び産業の復興方針>から構成される「防災まちづくり+ 復旧」計画型の復興計画となっている.川西市と同様に、全 半壊被災世帯率が9.39%とそれほど大きな被害に見舞われ ていない明石市の復興計画も「災害に強いまちづくり計画」と なっている.これは、大阪府も同様で全半壊被災世帯率 10.36%の豊中市では 1)「豊中市住宅復興計画」,2)「庄内 地域の震災復興整備方針」を復旧計画として、3)「防災ビジョ ン -提言一」を防災まちづくり計画として策定する「防災まち づくり+復旧」計画型の復興計画が策定されている²⁰.

+分に時間をかけて作成された「総合計画」の将来ビジョン を復興ビジョンとし、1)災害の教訓を踏まえた「防災まちづくり 計画」と、2)災害からの「復旧計画」,を内容とする計画を復興 計画として策定するという川西市、明石市の「防災まちづくり +復旧」計画型の復興計画は、市の将来ビジョンの見直しを 必要とするような壊滅的な被害に見舞われていない自治体に おける復興計画の一つのあり方と考えられ、それほど大きな 被害を受けていなくても復興計画が策定されるようになった阪 神・淡路大震災で生まれた新たな復興計画の姿である.

一方, 尼崎市, 宝塚市については, 半壊以上の被害を受け た世帯が市全体の 1/5~1/4 に及び, 震災が地域に与えた 影響は非常に大きく、これまでの施策の抜本的な見直しが必 要となってくると考えられる.この2市の復興計画は対照的で あり,表2に尼崎市,宝塚市の復興計画の内容を示す.尼崎 市の計画は,基本的には「防災まちづくり」<2-1 21 世紀に 向けた災害に強いまちづくり、2-2 防災体制の整ったまちづ くり>、「復旧計画」<1-1 市民生活と事業活動の復興、1-2 公共施設等の復興>から構成されるており、「1-3 面的整備 地区の復興」の箇所では,若干,新たなまちづくり事業が掲載 されているが、 尼崎市の将来ビジョンの 見直しにつながる内容 ではなく,基本的には「防災まちづくり+復旧」計画型の計画 となっている.一方,宝塚市の計画は,「防災まちづくり+復 旧」計画<「災害に強い都市の創造」>に加え、「快適都市の 創造」「共生社会の創造」「新しい宝塚文化の創造」といった 内容も含み、「都市の再建」「被災者の生活再建」「経済再建」 の3つの目標を含む「総合的な計画」となっている.

尼崎市の計画が「防災まちづくり+復旧計画」となっている 背景には、市職員の「担当職員の思いは、できるだけ早く、市 民の生活を元に戻すための事業に力を注ぐべきで、震災直 後からマスコミを賑わす、まるで今までできなかった事業をこ の機に乗じてやってしまおうと言わんばかりの復興事業に目を 奪われたくないということであった」²¹⁾、という想いがあったよう である.阪神・淡路大震災当時、こういった考えを持った事を 非難する事はできないが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、 現在、「復興」とは「災害前とまったく同じ施設、機能にもどす のではなく、地域が災害に見舞われる前以上の活力を備える ように、暮らしと環境を再建していく活動のこと」²²⁾定義されるよ うになっている.一度災害に見舞われると、災害前と全く同じ 社会に戻ることは不可能であるという現実を踏まえると、災害 をよりよい社会を創り出す契機と捉えるような考えを持つことも

「雇	己崎市震災復興基本計画	宝塚市震災復興計画			
□-□ 市氏生活と事業活動の 復興	2) 心の復興、災害弱石の救済対束		安全で快適な市街地の整備 交通ネットワークの整備		
	 3)事業活動への支援 	安全居住都市をめざして	公園・緑地等の整備		
1-2 公共施設等の復興	1)都市基盤施設	「災害に強い都市の創造」	恒久的な住宅供給		
	2)公共建築物等		ライフラインの強化		
	1)築地地区		災害への備えの充実		
	2)戸ノ内地区		宝塚らしい魅力あるまちづくり		
1-3 面的整備地区の復興	3) 東園田地区	快適環境都市をめざして	環境にやさしいまちづくり		
	4)JR尼崎駅北部地区		国際観光モデル都市づくり		
	5)昭和通·西大物地区		国際交流都市づくり		
	1)防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備		産業の復旧・復興		
	2)ライフラインの強化とライフスポットの整備		人にやさしいまちづくり		
2-1 21世紀に向けた災害に	3)自然を生かしたみず・みどりの防災ネットワーク		情報コミュニケーションの都市づくり		
強いまちづくり	4)歴史・文化の薫るまちづくり		協働のまちづくり		
	5)バリアフリーのまちづくり		自主性と創造性あふれるボランティア活動の振興		
	6)公共建築物の耐震性能の向上		保健・医療・福祉の充実		
	7)液状化への対応		豊かなこころを育む暮らしの実現		
	8) 臨海部の役割と開発にあたっての防災対策	文化的創造都市をめざして	文化・スポーツに親しむことができる環境づくりの推		
2-2 防災体制の整ったまち	づくり	「新しい宝塚文化の創造」	創造性豊かな地域文化の形成		

表2 尼崎市と宝塚市の復興計画

重要であると考えられる.

4. 災害規模と復興計画策定の有無

ここからは、どれだけの規模の災害が発生すれば、復興計 画が策定されるのか、について検討を行う.

表3は阪神・淡路大震災(1995),新潟県中越地震(2004) の各自治体の被災程度と復興計画策定の有無を整理したも のである.阪神・淡路大震災で災害救助法の適応を受けた 10市10町(1995年当時)の内,復興計画を策定した自治体 は8市5町である.市部と郡部では復興計画が策定される被 害規模に違いがある.全半壊被災世帯率で見ると,市部では 8.20%の川西市が復興計画を策定している自治体の中では 最も全半壊被災世帯率が低い自治体であるのに対し,郡部 では全半壊被災世帯率14.7%の旧五色町においても復興計 画は策定されておらず,26.49%の旧津名町が復興計画を策 定している全半壊被災世帯率最小の自治体となっている.市 部と郡部で全半壊被災世帯率が異なる背景には,郡部の自 治体では人的資源も限られており,災害後の混乱の中で復興 計画策定にまで手が回らないことも一因にあったと考えられる.

その後,発生した 2000 年鳥取県西部地震,2001 年芸予 地震では復興計画は策定されていない.鳥取県西部地震で 大きな被害を受けた米子市の場合,全半壊世帯 1,472 世帯 (全壊 123 世帯,半壊 1259 世帯,2001 年 2 月 2 日現在)に 対し 49,985 世帯(2000 年 10 月 1 日現在)であり,全半壊被 災世帯率 2.94%に過ぎず,復興計画は策定されなかった.ま た,郡部において大きな被害を受けた日野町の場合,全半壊 世帯 570 世帯(全壊 129 世帯,半壊 441 世帯)に対し総世帯 数 1,575 世帯(2000 年 10 月 6 日発災日)で,全半壊被災世 帯率 36.19%に及ぶが,復興計画は策定されていない²³⁾.鳥 取県西部地震では,住宅再建支援については,県独自の公 費による解体や住宅再建支援制度が創設されたが,総合的 な復興計画は策定されなかった.

2001 年芸予地震では、大きな被害を受けた呉市において も、全半壊被災世帯率は 0.42% < 全半壊世帯数は 369 世帯 ²⁴、総世帯数 87,048 世帯(2001 年 4 月末現在) > であり、復 興計画は策定されていない.

上記のような検討から明らかになるのは、市部においては 全半壊被災世帯率が8%を超える場合には復興計画の策定 が行われ、郡部については人的資源が限られている事もあり 全半壊被災世帯率が3割を超えるような規模の災害が発生し ても復興計画が策定されない場合もあるということである.

しかしながら、2004年の新潟県中越地震では状況が変わっている. 表 3 のハッチをかけた市町村は,全半壊被災世帯 率 8%以上の市町村である. 新潟県中越地震においては市 部では全半壊被災世帯率 1.19%の柏崎市,4.67%の見附市, 4.72%の栃尾市でも復興計画が策定されている. その一方で, 郡部においては,全半壊被災世帯率 13.34%の刈羽村で復 興計画が策定されていない. 新潟県中越地震の復興計画策 定においては,2005年度から市町村合併が予定されている ため復興計画を策定しないという越路町(24.84%)のような事 例も存在する²⁵.

表3の復興計画策定の有無の調査は、災害救助法適用自 治体について行ったものであるが、新潟県中越地震では、9 市29町16村の計54自治体に災害救助法が適用されてお り、これは阪神・淡路大震災の10市10町と比べるとその被害 規模から考えても異常な数である.災害救助法は、基本的に は市町村の総人口数に対する住家の滅失世帯数(全壊+半 壊×1/2)が一定の割合を超えた場合に適応されることになっ ているが、「被災地域が他の集落から隔離又は孤立している 等のため、(中略)、被災者の救助に特殊の補給方法を必要 とするものであること」といった特別基準が設けられており、新 潟県中越地震の場合、この特別基準を適応して災害救助法 が適応されたと考えられる²⁶⁾.

5. 災害規模と復興計画の内容

阪神・淡路大震災の復興計画の分析から,阪神・淡路大震災の復興計画には,1)神戸市の計画に代表される「総合計画」型の復興計画,2)川西市,明石市,そして尼崎市の計画のような「防災まちづくり+復旧計画」型の復興計画,という2つのタイプの復興計画があり,基本的には全半壊被災世帯率との関係で計画のタイプが決まっている事が明らかになった.すなわち,市部においては全半壊被災世帯率が8%以下の自治体では、復興計画は策定されない,8%~20%程度の自治体では「防災まちづくり計画+復旧計画型」の復興計画,さらに20%以上の自治体では基本的には「総合計画型」の復興計画が策定される.

しかしながら,2004 年新潟県中越地震の復興計画策定に おいては、復興計画を策定する全半壊被災世帯率の割合が 阪神・淡路大震災とは異なってきている.ここでは、新潟県中 越地震の各自治体の復興計画の内容と被害規模との関係に ついて分析を行う.表 4 は新潟県中越地震における各自治 体の復興計画の内容と被害規模,計画タイプを示したもので ある.この表から分かるように、新潟県中越地震の復興計画の ほとんどは「総合計画型」の計画内容を持っている.

これは,阪神・淡路大震災から 12 年が経過し,阪神・淡路 大震災の復興の教訓が整理され,総合的な復興計画の必要 性が社会に定着した事の成果と考える事も可能であるが,実 際は,新潟県中越地震後,復興計画を策定した自治体のほと んどは次年度に市町村合併を控えており、いずれにしても「総 合計画」を策定する必要があったと事が、それほど被害を受け ていない自治体においても「総合計画型」の復興計画が策定 された事の背景にあると考えられる.長岡市に吸収されるよう な形式で合併が行われる,山古志村,小国町,栃尾市の復興 計画には合併前の地域の問題をしっかりと記述しておこうとい う意図が見られる. 栃尾市の復興計画には以下のように書か れている.「栃尾市は長岡市との合併を控えていますが、広大 な市域を有することになる新しい長岡市の中でも、これらの問 題に取組ながら,育まれてきた地域の個性を大切にした活力 のある「栃尾」として将来に受け継いでいくことが重要となりま す」27). 栃尾市(4.72%)の場合は,同年7月13日に発生した 新潟豪雨水害においても被害を受けており, 栃尾市の計画は 7.13 水害, 中越地震という2 つの災害を対象としたものとなっ ている. これは見附市(4.67%)も同様であり、2 つの災害に連 続して見舞われた事も,低い全半壊被災世帯率でも復興計 画を策定した要因の一つと考えられる.

中越地震において、合併と全く関係なく「中越地震」に対す る復興計画を策定したのは川口町、小千谷市(ただし総合計 画 2005 年度まで)であり、全半壊被災世帯率はそれぞれ 71.78%、28.36%となっている.市町村合併、さらには7月の 水害という特殊な事情がなければ、全半壊被災世帯率が1%、 4%といった規模の被害の自治体で復興計画が策定されたか どうか疑問である.

6. 災害後の復興計画策定

災害を都市改造の契機をとらえ都市改造計画を中心に 構成された関東大震災の復興計画から始まった日本の自 然災害後の復興計画は,戦災復興期を経て,経済復興 (経済開発)に関する内容を持つ伊勢湾台風(1959)・ 新潟地震(1964)の時代を経て、1990年代以降、「生活再 建」という課題を取り上げるようになり, 阪神・淡路大震 災では「都市の再建」「被災の生活再建」「経済再建」の3つの 目標に取り組む「総合的な計画」へと変遷してきた.また,阪 神・淡路大震災以降, 壊滅的な被害を受けた自治体以外でも 復興計画が策定されるようになってきている.

また,復興計画の内容は被害規模との関係がある事を明ら かにし、市レベルにおいては全半壊被災世帯率が8%を超え ると「防災まちづくり+復旧計画」型の復興計画が策定され、 20%を超えると「総合計画」型の復興計画が策定されてきた事 を明らかにした.

復興計画とは、「その地域に住み地震の経験をした人・その 地域で働く人(ステークホルダー)のこんな「まち」にしたという 「想い」を汲み上げ,復興計画という形式に整理するというプロ

		全半	É壊		全壊		大規模半壊		半壊		総世帯数
市	町名	総世帯数 対する割 合	世帯	復興計画の有無	総世帯数 対する割 合	世帯	総世帯数 対する割 合	世帯	総世帯数 対する割 合	世帯	阪神地域 (1995.1.1) 中越地域 (2004.3.31)*
神戸	■市	39.38%	228,412	神戸市復興計画	19.88%	115302	Ν		19.50%	113,110	580,012
尼山	倚市	22.47%	43,450	尼崎市復興計画	4.63%	8950			17.84%	34,500	193,337
西海	宮市	36.55%	59,869	西宮市震災復興計画	19.90%	32593	1 \		16.65%	27,276	163,785
芦馬	量市	49.26%		芦屋市震災復興計画	21.85%	7412	1 \		27.41%	9,296	33,916
伊护	予市	25.45%	17,049	伊丹市震災復興計画	3.80%	2549	1 \		21.64%	14,500	66,992
宝均	家市	25.58%	18,706	宝塚市震災復興計画	6.94%	5074			18.64%	13,632	73,119
개립	西市	8.20%		川西市震災復興計画	1.36%	650	1 \		6.84%	3,279	47,935
明初	6市	9.39%		災害に強いまちづくり計画	3.24%	3214			6.15%	6,102	99,243
三木市	旧三木市	0.53%	122	なし**	0.11%	26	1 \		0.42%	96	23104
	旧洲本市	4.50%		なし***	0.11%	17	1 \		4.39%	655	14927
洲本市	旧五色町	14.71%		なし***	6.03%	186	1 1	\	8.68%	268	3086
	旧津名町	26.49%		<i>Би</i> ****	10.68%	603	1	\	15.81%	893	5647
	旧淡路町	40.13%		あり****	12.98%	330	1	$\mathbf{\Lambda}$	27.14%	690	2542
淡路市	旧北淡町	67.17%		北淡町震災復興計画	30.91%	1016			36.26%	1192	3287
124111	旧一宮町	50.96%		れ 成 可 展 欠 後 央 司 画 あり****	25.88%	778			25.08%	754	3006
	旧東浦町	28.29%		東浦町震災復興計画	25.88%	322	1		16.62%	459	2761
	旧緑町	3.94%		末用可展火後共可回 なし*****	0.94%	17			2.99%	439 54	1804
		3.94% 8.25%			3.61%	136				175	3771
南あわじ市	旧西淡町 旧三原町			なし***** たし ままままままま			•	\	4.64%		
	10 - 01 - 1	2.97%		なし****	0.39%	18	•	\	2.58%	119	4609
	旧南淡町	1.20%			0.14%	9			1.06%	69	6519
	旧長岡市	10.54%	,	長岡市復興計画	1.42%	927	1.40%	918	7.72%	5050	65,418
	旧中之島町	0.84%	26		0.00%	0	0.06%	2	0.77%	24	3,098
	旧越路町	24.84%	986	岡市復興計画の中に記述あ	3.83%	152		129		705	3,969
	旧三島町	1.35%	28	なし	0.14%	3	0.00%	0	1.21%	25	2,072
長岡市	旧山古志村	82.61%	575	山古志復興新ビジョン一住民主導による創造的復興に向	40.95%	285	8.05%	56	33.62%	234	696
	旧与板町	0.33%		なし	0.00%	0		2		5	=)===
	旧栃尾市	4.72%		栃尾市復興計画	0.62%	45		60		240	7,315
	旧寺泊町	0.46%	15		0.00%	0	0.06%	2	0.40%	13	3,246
	旧小国町	35.01%	767	新潟県中越大震災に対する 小国地域の復興ビジョン	5.71%	125		124	23.64%	518	2,191
	·谷市	28.36%		小千谷市復興計画	5.19%	635	3.03%	371	20.14%	2465	12,237
]][[口町	71.78%		川口町震災復興計画	37.94%	609	9.10%	146	24.74%	397	1,605
	旧堀之内町	11.74%	315		2.09%	56		39	8.20%	220	2,682
6 m +	旧小出町	0.50%	20		0.03%	1	0.03%	1	0.45%	18	3,987
魚沼市	旧広神村	3.62%		魚沼市震災復興計画	0.49%	12		12	2.63%	64	
	旧守門村	2.60%	<u>39</u> 5		0.40%	6		5		28	1,500 699
	<u>旧入広瀬村</u> 旧六日町	0.72% 0.05%	-	なし	0.00%	03		1	0.57% 0.01%	4	
南魚沼市	旧大和町	0.05%		なし	0.03%	4		0		3	8,607 4,000
	旧十日町市	8.64%		十日町震災復興計画	0.10%	100		150		877	13,048
	旧川西町	4.02%		10回展び後央計画	0.22%	5		6		81	2,287
十日町市	旧中里村	0.53%		なし	0.00%	0		0		9	
	旧松代町	0.20%		なし	0.00%	0		0		3	
	旧松之山町	0.18%		なし	0.18%	2	0.00%	0	0.00%	0	1,103
見	桁市	4.67%		見附市復興プラン	0.41%	52		18		525	12,748
柏崎市	旧柏崎市	1.19%		柏崎市震災復興計画 中越 地震を乗り越えて 元気を出 そう柏崎!	0.09%	27	0.20%	58	0.90%	264	29,274
	旧高柳町	0.32%		なし	0.00%	0	0.21%	2	0.11%	1	938
	旧西山町	2.07%		なし	0.51%	11		11		23	2,169
出雲	崎町	0.37%		なし	0.00%	0	0.00%	0		7	
津雨	南町	0.03%		なし	0.00%	0	0.00%	0	0.03%	1	3,723
ڌ (الا	羽村	13.34%		なし	4.58%	68		28	6.87%	102	1,484
	旧燕市	0.02%		なし	0.02%	2		0		0	,,
燕市	旧分水町	0.73%	32	なし	0.18%	8		9	0.34%	15	
	旧栄町	0.32%	9	なし	0.00%	0		1		8	
加力	茂市	0.04%	4	なし	0.00%	0	0.02%	2	0.02%	2	9,817

± 0	が周囲も状地電にわけてタウンナにわけて地宇相構しる即利両の大気
衣 3	 新潟県中越地震における各自治体における被害規模と復興計画の有無

被害のデータは阪神·淡路大震災(H8.3.28)、中越地震(H18.9.22)時点

復興計画有り

湯之谷町、塩沢町、和島村、安塚町、巻町、月潟村、中之口村、弥彦村、吉田町、三条市、柿崎町、吉川町、頸城村、浦川原村、大島村、上越市、三和村、牧村、 清里村、板倉町に対しても災害救助法が適用されているが半壊以上の被害が発生していないため省略した。

*新潟県県政要覧2003 ****淡路市市民課に確認 ****南淡路市防災課に確認

**三木市危機管理課に確認

全半壊8%以上

*** 洲本市消防防災課に確認

セス」²⁸⁾であり,被害の程度により策定される復興計画の内容 は変わってくるのは当然のことである.国土庁のマニュアルに も「復興計画は,各地方公共団体で作成されている総合計 画・長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ,(1)被災者の 生活再建,(2)産業・経済再建,(3)復興防災まちづくり,をす すめるために必要な施策をとりまとめた計画として位置づけら れる」²⁹⁾とあるように,地域の将来ビジョンを達成する事が復興 計画を含む全ての地域の計画の目標である.

2007 年 3 月 25 日に発生した能登半島地震では, 輪島市 で全半壊被災世帯率が 8.94% <全壊 446 世帯, 半壊 737 世帯(2007.4.27 日現在), 総世帯数 13,232 世帯(2007.3.1 日現在) >, 穴水町では 4.11% <全壊 67 世帯, 半壊 87 世 帯(2007.4.23 日現在), 総世帯数 3,738 世帯(2005.10.1) > となっている. 本研究で検討した過去の事例から考えると, 全 半壊被災世帯率が 8%を超えている事から輪島市は復興計画 策定を行う可能性があり, また, 輪島市は 2006 年 2 月 1 日に 合併を行い, 新たに平成 18-27 年度までの総合計画の策定 をおこなったばかりである事から, 総合計画が描き出す将来ビ ジョンを変更するほど今回の地震災害が与えた影響が深刻で ない限り, 内容については総合計画の補完を行う「防災まち づくり計画+復旧計」型の復興計画となる可能性があると考え られる. 本稿では復興計画の内容のあり方についての検討を 行ってきたが、今後の課題として、如何にして復興計画を策 定するのか、さらには策定した復興計画を如何にしてマネー ジメントしていくのかという課題が存在するが、こういった課題 については今後の検討課題としたい.

補注

- (1)災害対策基本法には「復興」という文言が2カ所存在する.第8 条3項(施策における防災上の配慮等)「国及び地方公共団体は, (中略)すみやかに,施設の復旧と被災者の援護を図り,災害からの復興に努めなければならない.」第97条(激甚災害の応急措置 及び災害復旧に関する経費の負担区分等)「政府は,(中略)被災 者の災害復興の意欲を振作するため,必要な施策を講ずるものと する.」
- (2)都市復興計画の変遷とその課題については、越山健二、災害後の都市復興計画と住宅供給計画に関する事例的研究、神戸大学博士論文、2001にまとめられている.
- (3) 国土庁防災局では復興対策について、下表のような調査を行っている.

	名称	対象災害	5.4 新潟県甲越地震の復興計画の有無 [∞] 復興目標	被災世帯率	形式	合併/総合計画	
		7.13水害+10.23中 越大震災+融雪災 害	生活の再建 まちの活性化 教育・文化・コミュニティーの再建 中山間地域の再生 インフラ復旧	10.54% (旧長岡市)	総合		
長岡市復 興計画	山古志復興新 ビジョン	10.23中越大震災	自然とともに生きる「山の暮らしと文化」の再生・活性化をめざす 雨や雪等による新たな災害の発生を継続的に予防する 山古志の取組を強靱な国土づくりのモデルとする 復興の主役、推進者は住民自身 「復興」をキーワードに地域連携の推進を図る 「復元」にこだわらず新しい山古志の地図を描く	82.61%	総合	合併 (2005.1.1、 2006.1.1)	
		7.13水害+10.23中 越大震災	生活の再建・再生一安心して住み続けれられる生活の確保一 活力の再生一魅力とにぎわいのある栃尾のまちづくりー 生活基盤整備一災害に強い生活基盤の整備一 防災まちづくり一市民と行政の協働による防災力の強化一	4.72%	総合		
	新潟県中越大 震災に対する 小国地域の復 興ビジョン	10.23中越大震災	元気で支えあう気持ちを育み、全ての人にやさしい里づくり 安全で味にこだわる 食の里づくり へんなかツーリズムによる もてなしの里づくり 伝統技術の継承と独自技術を活かした こだわりの里づくり	35.01%	総合	a	
川口町落	震災復興計画	10.23中越大震災	くらしの再建 災害に強い安全・安心なまちづくり コミュニティーの継承と発展 まちの活力の再生 交流の拡大	71.78%	総合	被害大 総合計画 (2010まで)	
小千谷市復興計画		10.23中越大震災	市民生活の復興 産業・経済の復興 安全・安心な社会基盤、都市基盤の復旧・復興 コミュニティーの強化 災害に強いまちづくり 復興の進め方	28.36%	総合	被害大 総合計画 (2005年度 まで)	
柏崎市震災復興計画 10.23		10.23中越大震災	「市民のくらしと安心」を復興する 「地域の活力」を復興する 「柏崎の魅力」を復興する 「協働のまちづくり」を推進する	1.19%	総合	合併 (2005.5.1)	
魚沼市震災復興計画		10.23中越大震災	「生活環境」生き生きと暮らせる安全安心な生活空間 「自然共生」自然と共生みんなで育む魚沼の郷土 「保健・医療・福祉」みんなで支える笑顔のある暮らし 「地域産業」活力に満ち特色を持った地域産業 「教育文化」ふれあいで創る魚沼の歴史と文化 「防災・復興システム」ともに支えともに高めあう地域のきずな	11.74% (旧堀之内 町)	総合	合併 (2004.11.1)	
		7.13水害+10.23中 越大震災	災害に強いまちづくり 市民の生活復興	4.67%	復旧+ 防災	総合計画 (2005年度 まで)	
十日町震災復興計画 10.23中越大震災		10.23中越大震災	市民生活の再建 安全で安心なまちづくり 活力あるまちづくり 震災の記録と体験の保存及び発信 復興の推進	8.64%	総合	合併 (2005.4.1)	

恚 /	新潟県中越地震の復興計画の有無 ⁽⁸⁾	
衣 4		



- (4) ここで取り上げた復興計画は、「復興計画」という名称をもった計画のみである.従って、1982年「長崎豪雨災害」により大きな被害を受けた長崎市では、同年「長崎防災都市構想」を策定しているが、本稿では検討の対象としていない.
- (5) 例えば, 愛知県災害復興計画作成要綱には「災害復興計画は, 伊勢湾台風の災害の現状とその原因を(中略)<u>科学的に完明し</u>, こ れに基づいて災害の防除県土保全及び産業文化の復興に関する 総合的計画を樹立し, もって県勢の振興と県民福祉の向上をはか ることを目的とする.」(下線, 筆者), とあり, 住民の意見を反映する というよりも,「科学的」に作り上げることに主眼が置かれている. この 「科学的」という文言は新潟地震の復興計画策定要綱にも存在する. 愛知県(1960), あとがき p3, 新潟県(1964), p334
- (6)「単に復旧という意味合いの復興ではなく、根本的な意味での復興を企図する事業計画案を策定する必要があるのではないか.このような考え方から平成7年3月、改めて平成9年度を目標年度とする『奥尻町災害復興計画』を策定、各事業の実施を推進していくこととした.」(奥尻町(1996)、北海道南西沖地震奥尻町記録書、奥尻町、p198)
- (7) 芦屋市の復興計画は、まちづくりの目標として「ア 魅力あり芦屋 のまちづくり、イ 快適で安全なまちづくり、ウ 人と自然環境が共生 したまちづくり、エ 福祉が充実したまちづくり、オ ともに築き助け 合うまちづくり」(芦屋市 1997)という 5 つの目標、西宮市の計画は、 「1)安心して暮らせる、心かようまちづくり、2)災害に強い安全なま ちづくり、3)活力を生む産業のまちづくり、2)災害に強い安全なま ちづくり、3)活力を生む産業のまちづくり、4)魅力あふれる環境、文 化、地域社会づくり」(西宮市 1995)という4 つの目標、を掲げてお り、両市の復興計画共、「都市の再建」「被災者の生活再建」「経済 再建」の3つの目標を含む「総合的な計画」となっている、(芦屋市 (1997)、阪神・淡路大震災 芦屋市の記録、95-'96、芦屋市、西宮 市(1995)、西宮市震災復興計画、西宮市)
- (8) 本表は以下の参考文献に基づき作成した.
- ·魚沼市(2006),魚沼市震災復興計画,魚沼市
- ・小国町(2005),新潟県中越大震災に対する小国地域の復興ビジョン,小国町
- ・小千谷市(2005),小千谷市復興計画,小千谷市
- ・柏崎市(2005),柏崎市震災復興計画 中越地震を乗り越えて 元 気を出そう柏崎!柏崎市
- ·川口町(2005),川口町震災復興計画,川口町
- ・十日町市(2005),十日町震災復興計画,十日町市
- ·長岡市(2005),長岡市復興計画,長岡市
- ・見附市(2005), 見附市復興プラン, 見附市
- ・山古志村復興新ビジョン研究会(2005),山古志復興新ビジョンー 住民主導による創造的復興に向けて一,山古志村復興新ビジョン 研究会

参考文献

- 1) 中央防災会議(2005), 防災基本計画, 中央防災会議
- 2)河田恵昭(2003),災害対策基本法と防災基本計画,京都大学防 災研究所編,防災学講座4防災計画論,山海堂,pp.92-95
- 3)「帝都復興計画案ノ大綱ニ関スル件」,鶴見祐輔(2006),決定版 正伝・後藤新平 8「政治倫理化の時代」,藤原書店, pp.264-275
- 4) 伊藤巳代治の「帝都復興計画案ノ大綱」に対する反論.(前掲書), pp.287-289
- 5) 越山健二(2001),災害後の都市復興計画と住宅供給計画に関す る事例的研究,神戸大学博士論文,私家版,p23
- 6) 静岡県(1962), 狩野川台風災害誌, 静岡県, p38
- 7) 前掲書, pp.141-142
- 8) 林春男(2003), いのちを守る地震防災学, 岩波書店, p116
- 9) 愛知県(1960), 伊勢湾台風災害復興計画書, 愛知県, p192
- 10)前揭書, pp.326-327
- 11)酒田市大火の記録と復興への道刊行会(編) (1978), 酒田市大火 の記録と復興への道, 酒田市, pp.179-183
- 12)東京都三宅村(1984),阿古地区復興計画基本調査報告書,三宅 村,pp.90-93
- 13)前揭書, pp.142-143
- 14) 島原市(1993), 雲仙·普賢岳噴火災害, 島原市復興計画, 島原

市,島原地域再生行動計画策定委員会事務局編(1997),島原地 域再生行動計画,長崎県

- 15) 狛江市(1975), 多摩川堤防決壊記録, 狛江市
- 16)例えば,鳴海邦碩,室崎益輝他(1996),復興計画の策定における論点と問題点 阪神・淡路大震災一周年,都市計画,vol.200,201,pp.15-72,都市計画学会,林春男(2001),地震災害からの復興過程とその対策計画,地学雑誌,vol.110(6),pp.991-998
- 17) 林春男(2001), 地震災害からの復興過程とその対策計画, 地学 雑誌, vol.110(6), pp.991-998
- 18)川西市(1997), 阪神・淡路大震災川西市の記録-私たちは忘れない-,川西市, p182
- 19) 前掲書, p179
- 20) 豊中市(1997), 豊中市の記録 1995 年1月17日~1997年3
- 月31日,豊中市 21)尼崎市(1998),阪神・淡路大震災尼崎市の記録,尼崎市, pp.336-337
- 22)林春男(2003),いのちを守る地震防災学,岩波書店,,p116
- 23)日野町(2001),鳥取県西部地震 2000.10.6 日野町の災害・復興 への記録,日野町
- 24)呉市(2002), 平成 13 年芸予地震(平成 13 年 3 月 24 日)呉市の 被害と復興計画の記録, 呉市
- 25) 新潟県資料(各市町村の復興計画策定状況,平成19年5月入 手)による
- 26)災害救助実務研究会編集(2006),災害救助の運用と実務 平成 18 年版,第一法規
- 27) 栃尾市(2005), 栃尾市復興計画, 栃尾市, p1
- 28) 牧紀男他 (2006), ステークホルダー参加型復興計画策定手法の 構築一小千谷市復興計画策定での試みー, 京都大学防災研究所 年報第49号B, pp.137-146, p137
- 29) 国土庁防災局(1998), 平成 9 年度復興施策檢討調査報告書 大規模火山災害対策編, 国土庁
- 国土庁防災局(1999),平成 10 年度復興施策検討調査報告書 風水害対策編,国土庁

国土庁防災局(2000a),平成 11 年度復興施策検討調査報告書 津波災害対策編,国土庁

> (原稿受付 2007.5.28) (登載決定 2007.9.15)